



# 除雪について7つのお願い



## ① 路上駐車はやめましょう

路上に1台でも放置車両があると、その箇所の除雪ができなくなります。そのため車両走行の妨げとなり、交通事故の原因となったり、緊急車両が通行できなくなるなど、その地域全体に迷惑をかけることとなりますので絶対にやめましょう。

(車庫法で規制されています)

## ② 歩道や車道に物を置かないでください

車道や歩道に障害物があると除雪ができなかったり、除雪車の損傷となるため、自宅の前や車庫出入りに障害物を置かないようにしましょう。

(道路法、道路交通法で規制されています)

## ③ 道路への雪出しはやめましょう

各家庭や事業所などの敷地内の雪を道路に出すのはやめましょう。特に除雪後の車道に雪出しすると、除雪の効果がなくなるばかりか、道路が凸凹上になり、道路障害や交通事故の原因となりますので絶対にやめましょう。

(道路法、道路交通法で規制されています)

## ④ 玄関前の除雪は各家庭で

道路の除雪を迅速に行うため、**玄関前から道路へ出るまでの間口の確保、雪の処理は各家庭で**お願いいたします。

## ⑤ 屋根の雪、つららの除去にご協力ください

屋根の雪やつららが歩道上に落下すると、**人命にかかわる場合があります**。事故などが発生した場合には個人(管理者)の責任が問われますので、早めに雪おろしを行うなど事故を未然に防ぐようにしましょう。

## ⑥ 排水路への雪出しはやめましょう

排水路への雪出しは融雪期に排水路の流下能力を低下させる恐れがありますので、絶対にやめてください。

## ⑦ 除雪車には近寄らないでください

除雪作業中は大変危険です。除雪車に巻き込まれると大きな事故につながります。後方など除雪車には死角が多いことから、**絶対に近づかないよう特に子どもに対するご指導をお願いいたします**。

一町道の除雪に関するお問い合わせは—  
産業部建設課管理係

電話 0152-23-3131 (内線219)

